

## 1 規則等の題名

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を改正する規則

## 2 根拠法令・条項

- 道路交通法（昭和35年法律第105号）第94条第2項、第101条第1項及び第101条の2第1項
- 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の10第1項、第30条の12第2項及び第30条の13第1項

## 3 公募した規則等の概要

高知県警察が整備する運転者管理システムが、警察庁が整備する警察共通基盤システムに共通化・集約化されることに伴い、運転経歴証明書に係る様式について見直しを行うとともに、運転免許に関する申請又は届出のうち、住所地以外を管轄する署長を経由して申請又は届出を行うことができる事由の拡大を図るものです。

## 4 行政手続条例に基づくものか任意のものか

当該意見公募は、高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）に基づくものです。

## 5 規則等の制定日

令和5年12月26日（火曜日）

## 6 結果公示の日

令和5年12月26日（火曜日）

## 7 意見公募の期間（意見公募期間が30日未満の場合、その理由）

令和5年11月6日（月曜日）から令和5年12月5日（火曜日）まで

## 8 提出された意見の数

0件

## 9 結果の概要

本件に対するご意見は寄せられませんでした。

#### 10 結果資料等の入手方法

- 高知県警察ホームページ
- 高知県警察本部交通部運転免許センター
- 高知県ホームページ
- 県民室（本庁舎1階）
- 各福祉保健所（須崎を除く）
- 須崎農業振興センター

#### 11 担当課・連絡先

- 高知県警察本部交通部運転免許センター  
Tel : 088-893-1221（内線 413）

-----  
**公安委員会規則**  
-----

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月26日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

**高知県公安委員会規則第14号**

**高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則**

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第14条」を「第13条の3」に改める。

第1条第1項中「高知県警察本部交通部運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）又は」を「この細則及び別に定めのあるものを除き、」に、「若しくは」を「又は」に改め、同項ただし書及び各号並びに同条第2項及び第3項を削る。

第5章中第14条の前に次の1条を加える。

（運転免許に関する申請等）

**第13条の3** 公安委員会への運転免許に関する申請及び届出は、高知県警察本部交通部運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）又は当該申請若しくは届出をする者の住所地を管轄する署長を経由して行うものとする。ただし、次の各号に掲げる運転免許に関する申請又は届出は、住所地以外を管轄する署長（当該各号に掲げる署長を除く。）を経由して行うことができる。

（1） 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出又は法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請若しくは同条第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請 土佐署長（当該警察署の分庁舎で受け付ける場合に限る。）

（2） 法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請又は法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請若しくは法第101条の2第1項の規定による更新期間前における免許証の更新の申請 高知、高知南、高知東及び土佐の各署長（高知東署長にあっては当該警察署の分庁舎で受け付ける場合を除き、土佐署長にあっては当該警察署の分庁舎で受け付ける場合に限る。）

2 前項本文の規定にかかわらず、高知市内に住所地を有する者については、次に掲げる運転免許に関する申請又は届出は、運転免許センターを経由して行うものとする。

（1） 法第89条第1項の規定による免許の申請

（2） 規則第18条の5の規定による限定解除の審査の申請

（3） 法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請

（4） 法第100条の2第5項の規定による再試験の申込み

（5） 法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請

- (6) 法第101条の2第1項の規定による更新期間前における免許証の更新の申請
  - (7) 法第107条の7第2項の規定による国外運転免許証の交付の申請
- 3 規則第29条の2の2第1項の規定による更新の経由申請書の提出は、運転免許センターに行わなければならない。  
別記様式第16号から別記様式第18号までを次のように改める。

様式第16号 (第18条の5関係)

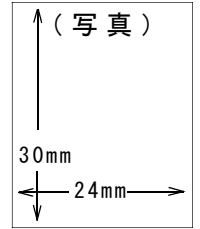
運転経歴証明書交付申請書

高知県公安委員会 様

年 月 日

フリガナ		男・女
申請者氏名		
生年月日	年 月 日	
電話		
住所		

太枠内は、全ての方が記入してください。  
 ※ 運転免許の取消しを受けた日以後、氏名、住所等を変更した方は、裏面の「記載事項変更欄」に、取消し前の運転免許証に記載されていた氏名、住所等を記入してください。



受付	免許証の写し	

警察署のみ

住 ・ 氏 ・ 生訂

申請取消し同時

経歴証明書のみ

※ 取消年月日  
 年 月 日

旧氏名	
旧生年月日	
確認者	

運転免許証番号	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																				

備考 選択記入を求めている欄は、該当するものを○で囲んでください。

(裏面)

記載事項変更欄				
変更した項目のみ記入してください。				
旧（取消し前の運転免許証のとおり記入してください。）	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	住 所			

様式第17号 (第18条の5関係)

運転経歴証明書記載事項変更届

県内・県外

高知県公安委員会 様

年 月 日

※ 太枠内を記入してください。(代理人の方のみ、代理人欄も記入してください。)

受付	本人氏名		電話	
	代理人氏名	続柄	電話	
	代理人住所			

次の枠内は、変更する事項のみ記入してください。

フリガナ	
新氏名	
新住所	
その他	

太枠内は、現に交付を受けている運転経歴証明書に記載されているとおりに全部記入してください。

変更事項	フリガナ		生年月日	年 月 日											
	氏名			年 月 日											
氏名 住所 その他訂正	住所														
	現に交付を受けている運転経歴証明書	交付	年 月 日					-							
		経歴番号	第	[ ]					号	交付公安委員会 公安委員会					
	免許年月日	第一種免許	二・小・原	年 月 日											
			その他	年 月 日											
		第二種免許	年 月 日												
	免許の種類 [該当するものを○で囲んでください。]		大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 二	中 二	普 二	大 特 二

様式第18号 (第18条の5関係)

運転経歴証明書再交付申請書

高知県公安委員会 様

資料区分		申請日	年 月 日
------	--	-----	-------

※太線の枠内に記入してください。

フリガナ		連絡先電話番号	
氏名			
生年月日	大正 昭和 平成 令和 年 月 日	管轄警察署	署

申請書写真  
3.0×2.4cm  
6か月以内  
無帽、無背景  
正面上3分身  
裏面に撮影日  
氏名を記載

現に受けている運転経歴証明書			
交付	年 月 日		
番号			
再交付理由	亡失 1	盗難 2	汚損 5
	破損 6	記変等 7	その他 9

届出済・同時申請	フリガナ									
	氏名									
	住所									
生年月日	大正	昭和	平成	令和	年	月	日	性別	男	女
	2	3	4	5					1	2
確認書類	住民票・保険証・その他 ( )									
摘要										

番号	
----	--

登録日	年 月 日
-----	-------

窓口担当者	最終確認

受理者	登録者	最終確認



## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県道路交通法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県道路交通法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

新旧対照表

新

高知県道路交通法施行細則（抜粋）

目次

第1章～第4章 略

第5章 運転免許（第13条の3—第18条の5）

第6章～第8章 略

付則

（公安委員会にする申請等）

第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）及びこの細則の規定による高知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）への申請及び届出は、この細則及び別に定めのあるものを除き、当該申請又は届出をする者の住所を管轄する警察署長（以下「署長」という。）を経由して行うものとする。

旧

高知県道路交通法施行細則（抜粋）

目次

第1章～第4章 略

第5章 運転免許（第14条—第18条の5）

第6章～第8章 略

付則

（公安委員会にする申請等）

第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）及びこの細則の規定による高知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）への申請及び届出は、高知県警察本部交通部運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）又は当該申請若しくは届出をする者の住所を管轄する警察署長（以下「署長」という。）を経由して行うものとする。ただし、次の各号に掲げる運転免許に関する申請又は届出は、住所地以外を管轄する署長（当該各号に掲げる署長を除く。）を経由して行うことができる。

（1） 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出又は法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請若しくは同条第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請 土佐署長（当該警察署の分庁舎で受け付ける場合に限る。）

（2） 優良運転者（法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者をいう。）又は高齢者講習終了者（法第108条の2第1項第12号に掲げる講習を受講し、規則第38条第18項の規定により高齢者講習終了証明書の交付を受けた者をいう。）による法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請 高知、高知南、高知東及び土佐の各署長（高知東署長にあつては当該警察署の分庁舎で受け付ける場合を除き、土佐署長にあつては当該警察署の分庁舎で受け付ける場合に限る。）

2 前項本文の規定にかかわらず、高知市内に住所を有する者については、次に掲げる運転免許に関する申請又は届出は、運転免許センターを経由して行うものとする。

（1） 法第89条第1項の規定による免許の申請

（2） 規則第18条の5の規定による限定解除の審査の申請

（3） 法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請

## 第5章 運転免許

### (運転免許に関する申請等)

第13条の3 公安委員会への運転免許に関する申請及び届出は、高知県警察本部交通部運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）又は当該申請若しくは届出をする者の住所地を管轄する署長を経由して行うものとする。ただし、次の各号に掲げる運転免許に関する申請又は届出は、住所地以外を管轄する署長（当該各号に掲げる署長を除く。）を経由して行うことができる。

(1) 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出又は法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請若しくは同条第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請 土佐署長（当該警察署の分庁舎で受け付ける場合に限る。）

(2) 法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請又は法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請若しくは法第101条の2第1項の規定による更新期間前における免許証の更新の申請 高知、高知南、高知東及び土佐の各署長（高知東署長にあっては当該警察署の分庁舎で受け付ける場合を除き、土佐署長にあっては当該警察署の分庁舎で受け付ける場合に限る。）

2 前項本文の規定にかかわらず、高知市内に住所を有する者については、次に掲げる運転免許に関する申請又は届出は、運転免許センターを経由して行うものとする。

(1) 法第89条第1項の規定による免許の申請

(2) 規則第18条の5の規定による限定解除の審査の申請

(3) 法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請

(4) 法第100条の2第5項の規定による再試験の申込み

(5) 法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請

(6) 法第101条の2第1項の規定による更新期間前における免許証の更新の申請

(7) 法第107条の7第2項の規定による国外運転免許証の交付の申請

3 規則第29条の2の2第1項の規定による更新の経由申請書の提出は、運転免許センターに行わなければならない。

(4) 法第100条の2第5項の規定による再試験の申込み

(5) 法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請

(6) 法第101条の2第1項の規定による更新期間前における免許証の更新の申請

(7) 法第107条の7第2項の規定による国外運転免許証の交付の申請

3 規則第29条の2の2第1項の規定による更新の経由申請書の提出は、運転免許センターに行わなければならない。

## 第5章 運転免許

別記

様式第16号 別紙1のとおり

様式第17号 別紙3のとおり

様式第18号 別紙5のとおり

別記

様式第16号 別紙2のとおり

様式第17号 別紙4のとおり

様式第18号 別紙6のとおり

様式第16号 (第18条の5 関係)

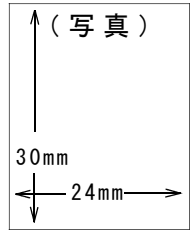
運転経歴証明書交付申請書

高知県公安委員会 様

年 月 日

フリガナ		男 ・ 女
申請者氏名		
生年月日	年 月 日	
電 話		
住 所		

太枠内は、全ての方が記入してください。  
 ※ 運転免許の取消しを受けた日以後、氏名、住所等を変更した方は、裏面の「記載事項変更欄」に、取消し前の運転免許証に記載されていた氏名、住所等を記入してください。



受 付	免許証の写し	

警察署のみ

住 ・ 氏 ・ 生訂

申請取消し同時

経歴証明書のみ

※ 取消年月日 年 月 日

旧 氏 名	
旧生年月日	
確 認 者	

運転免許証番号	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																				

備考 選択記入を求めている欄は、該当するものを○で囲んでください。

(裏面)

記載事項変更欄				
変更した項目のみ記入してください。				
旧（取消し前の運転免許証のとおり記入してください。）	フリガナ			
	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			

## 様式第16号 (第18条の5 関係)

## 運転経歴証明書交付申請書

年 月 日

高知県公安委員会 様

フリガナ		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
電話番号	自宅	
	勤務先	
	携帯	

写真貼り付け箇所
----------

O S	
資料区分	
生年月日	年 月 日
免許証番号	
登録年月日	
登録番号	
受付場所	

様式第17号 (第18条の5 関係)

運転経歴証明書記載事項変更届

県内・県外

年 月 日

高知県公安委員会 様

※ 太枠内を記入してください。(代理人の方のみ、代理人欄も記入してください。)

受付	本人氏名		電話	
	代理人氏名	続柄	電話	
	代理人住所			

次の枠内は、変更する事項のみ記入してください。

フリガナ	
新氏名	
新住所	
その他	

太枠内は、現に交付を受けている運転経歴証明書に記載されているとおりに全部記入してください。

変更事項  氏名  住所  その他訂正	フリガナ		生年月日		年	月	日	
	氏名							
	住所							
	現に交付を受けている運転経歴証明書	交付	年 月 日					
		経歴証明番号	第					号
	免許年月日	第一種免許	二・小・原	年 月 日				
			その他	年 月 日				
		第二種免許	年 月 日					
	免許の種類 〔該当するものを○で囲んでください。〕		大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 け					
			型 型 中 通 自 自 特 付 引 二 二 二 特 引 二					



## 様式第17号 (第18条の5 関係)

## 運転経歴証明書記載事項変更届出書

年 月 日

高知県公安委員会 様

フリガナ		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
電話番号	自 宅	
	勤 務 先	
	携 帯	
代理人が申請する場合	フリガナ	
	氏 名	
	続 柄	
変更事項	フリガナ	
	氏 名	
	住 所	

O S		
確認資料		
資料区分	県内	
	県外	
生年月日	年 月 日	
運転経歴証明書番号		
登録年月日		
登録番号		
受付場所		

様式第18号 (第18条の5 関係)

運転経歴証明書再交付申請書

高知県公安委員会 様

資料区分		申請日	年 月 日
------	--	-----	-------

申請書写真  
3.0×2.4cm  
6か月以内  
無帽、無背景  
正面上3分身  
裏面に撮影日  
氏名を記載

※太線の枠内に記入してください。

フリガナ		連絡先電話番号
氏 名		
生年月日	大正 昭和 平成 令和 年 月 日	管轄警察署 署

現に受けている運転経歴証明書			
交 付	年 月 日		
番 号			
再交付理由	亡失 1	盗難 2	汚損 5
	破損 6	記変等 7	その他 9

届出済・同時申請	フリガナ										
	氏 名										
	住 所										
	生年月日	大正	昭和	平成	令和	年 月 日			性別	男	女
	2	3	4	5					1	2	
確認書類	住民票・保険証・その他 ( )										
摘 要											

番 号

登録日	年 月 日
-----	-------

窓口担当者	最終確認

受理者	登録者	最終確認

## 様式第18号 (第18条の5 関係)

## 運転経歴証明書再交付申請書

年 月 日

高知県公安委員会 様

フリガナ		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
電話番号	自宅	
	勤務先	
	携帯	
再交付を申請する理由		

写真貼り付け箇所
----------

O S	
資料区分	
生年月日	年 月 日
運転経歴証明書番号	
登録年月日	
登録番号	
受付場所	